

新型コロナウイルス感染症についての 相談・受診の目安が変更になりました

問 健康ほけん課健康づくり班 ☎22-9125

1. 相談・受診の前に心がけること

- 発熱などの風邪症状が見られたら、学校や会社を休み外出を控える。毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患(持病)があり症状に変化がある人、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な人は、まずは、かかりつけ医などに電話で相談してください。

2. 帰国者・接触者相談センターなどに相談する目安

帰国者・接触者相談センターなどに相談する目安が5月8日に下記のとおり変更になっています。

変更前

- 「風邪のような症状」や「37.5℃以上の発熱」が4日以上続く人
- 高齢・基礎疾患がある人・妊婦で症状が2日程度続く場合
- 「強いだるさや息苦しさ」がある人
- 発症前14日以内にコロナウイルス感染症の流行地域に滞在していた人



変更後

- 比較的軽い風邪症状が続いたらすぐに(4日以上の場合は必ず)
- 重症化のリスクがある人(注1)や妊娠中の人はずぐに
- 息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがあればすぐに

(注1) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

3. 医療機関にかかるときのお願い

- 複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用し、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。
- 感染症の疑いがある場合は、事前に医療機関にご連絡ください。